

2023年10月

1. 最近の出来事総集編(2023年9月1日~10月13日)

- Airbnb（エアビー）の規制強化について。サービス提供者に対して、年間 AUD 350 の登録料と、提供日数について 180 日を上限とする規制の導入を検討していると発表がありました。エアビー登録件数が増加した結果、メルボルンの住居の空室率が現状 0.8% となっているためです。ヨーロッパの主要国が 2.6%、アメリカ 3.1%と比較しても低い水準であることがうかがえます。
- Payroll tax（給与税）の免除について。Payroll tax は年間の従業員への給与支払総額が一定額を超えた場合に課税される州税です。VIC 州と NSW 州で、免税対象であった医療分野の事業体についても今後は一部 Payroll tax の対象とする旨の発表がありました。
- Day light saving（サマータイム）が 10 月 1 日から開始されました。午前 2 時に時計は午前 3 時に調整されております。オーストラリアと日本の会議や渡豪の際には時差にご注意ください。
- Student Visa の規制強化について。政府は学生をから手数料等を搾取する教育機関等へのけん制を目的として学生ビザの規制を強化するとコメントしています。今後は、滞在目的のための学生ビザ取得防止のために、授業への出席率等もモニタリングしていくとコメントしています。
- 日豪経済委員会が 10 月 9 日の週に開催されています。1963 年に設立され、今年で 60 回目となる二国間経済委員会のひとつで、経済界・政界から様々な方がメルボルンに集まっています。

2. Director ID の申請

2021 年 11 月より、Director identification number (Director ID) の運用が開始されています。オーストラリアに進出される日本企業から特にお問い合わせの多い内容となりますので再度概要等を紹介いたします。

- Director ID とは？

Director（Director になる予定の者を含む）に付与される 15 ケタの識別番号となります。当 ID は一度取得すれば永遠に記録され、身元の不正使用を防ぐためのものとなっています。

- 申請のタイミング

Director への就任を予定されている方は、就任までに申請が必要になりますのでご注意ください。特に、オーストラリア以外に在住の方は申請のための必要書類の準備に時間を要するため、注意が必要となります。

- 申請方法

- ①（主にオーストラリア在住の方）myGovID で Standard 以上の identity strength をお持ちの方はオンラインで申請が可能です。
- ②（主にオーストラリア以外に在住の方）上記①以外の方でオーストラリア外から申請する場合は通常、書面による申請となります。また、オーストラリア大使館等での日本国パスポート等の原本証明コピー等の取得が必要となります。

- 罰則について

Director ID の取得を怠った場合、刑事上で最大 AUD 16,500、民法上で最大 AUD 1,375,000 の罰金が課される可能性があります。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com



横山 春紀

日本国公認会計士

E-Mail : ha.yokoyama@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。